

パワーリハビリ教室参加者募集のお知らせ

マシントレーニングを中心に介護予防と健康長寿を目指して、年間で3期開催しております。今回は1月から開催される第42期生を募集いたしますので、関心のある方は下記の教室担当までお気軽にお問合せください。

1. 対象基準(以下のすべてに該当する町民の方とします)

①通所系の介護保険サービス(デイサービス等)を利用していない方

②以下の5項目のうち3項目該当の方

- (1)手すりや壁をつたわらないと階段昇降ができない
- (2)椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がりができない
- (3)15分位続けて歩くことができない
- (4)この1年間に転んだことがある
- (5)転倒に対する不安は大きいと思っている

③主治医より参加を認められた方

(医療機関に定期受診をされている方は意見書が必要)



2. 実施時期 第42期 平成30年1月9日(火)～平成30年3月29日(木)

3. 教室時間 週2回(火・木曜日)午前、3か月間で全24回実施

4. 会場 南部町ふれあいサロン(南部診療所東側隣接) ※自分で通えない方には送迎をいたします。

5. 参加費 無料 (主治医からの意見書に係る文書料は申込者負担となります)

6. 申し込み締め切り・連絡先

平成29年11月15日(水)まで

地域包括支援センター(福祉保健課内)

TEL(64)4836 教室担当:理学療法士 金森永次



南部氏展示室だより ③



『室町時代の南部氏』 ～三日月の円くなるまで南部領～



元弘3年(1333)5月22日鎌倉幕府が滅亡し、後醍醐天皇による「建武の新政」が始まると南部信長(盛岡11代)は陸奥国司の北畠顕家の配下となる。また、南部師行(遠野4代)は国司代として八戸に下り根城を築く。しかし「南北朝の戦い」で足利軍と戦った師行は顕家と共に戦死し、足利尊氏は暦応元年(1338)室町幕府を開いた。

南部守行(盛岡13代)は北朝方として奥州三戸に移る(三戸南部氏の定着)。そして、明徳3年(1392)10月「南北朝の講和」が成ると、南朝方であった南部政光(遠野8代)は三戸の南部守行の熱心な説得により、明徳4年(1393)甲斐波木井より奥州八戸に移り根城に入る。

それからは、三戸南部氏と八戸南部氏は互いに協力しながら「秋田合戦」(応永18年、1411)や「蛎崎蔵人の乱」(長禄元年、1457)等の戦いを経て、しだいに領土を拡大し、ついには出羽の北部(秋田県)と陸奥の北部(青森県・岩手県)を領有し「三日月の円くなるまで南部領」と云われるまでになった(南部領に入ってから出るまでに三日月が満月になってしまいほど広大な領地)。一方甲斐波南部に残った南部元時は、嘉吉3年(1443)7月28日南部諏訪神社を再建した。その時の棟札は今も大切に保存されている。

中央では室町将军家の跡目争いから全国を巻き込んだ「応仁の乱」(1467)が始まり、時代は長い戦国時代に入つて行く。

歴史資料室準備委員 佐野正剛

10月1日から

認知症初期集中支援チームがスタートしました

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるように

認知症の早期診断・対応の支援体制として、「認知症初期集中支援チーム」が全国的に設置されることとなりました。峡南地域では峡南在宅医療支援センター（飯富病院内）に設置し、南部町地域包括支援センターと連携して認知症の人やその家族を速やかに適切な医療・介護などにつなげる役割を担います。対象は、認知症の診断を受けていない方や、医療や介護を中断している方などです。

サポート医の先生方に、お話を伺いました

—認知症の方が地域で支えられ、

家族とともに穏やかに過ごす—

高齢化社会を迎えた今、地域住民すべてが認知症に無関係ではない状況を迎えております。地域住民が学びあい・聞きあい・高めあい地域で認知症に対応しなければなりません。認知症の方も家族の方も地域をはぐくみ育てていただいたかけがえのない方々です。その方々を地域で支え、地域で穏やかに過ごせる町を目標に、町を挙げてチーム組んでの認知症対策の第一歩が始まります。



万沢診療所 永谷計医師

どんな病気も早期発見、早期治療が重要。

認知症もそのひとつです。

峡南5町には認知症サポート医が5名おり、私と万沢診療所の永谷先生の2名が南部町在住となっております。私は認知症サポート医としてチームに参加し、早期認知症疑いの方の医療、福祉への引き継ぎの補助をチーム員としてかかわっていきます。また、必要に応じて専門医療機関と連携していきます。地域の皆様も何か気になることがありましたら気軽にチームにご連絡いただきたいと思います。



南部診療所 市川万邦医師

認知症初期集中支援チーム 相談から支援の流れ【無料です】

- ① **相談** ご家族、民生委員、ケアマネージャーなどからの相談を南部町地域包括支援センターが受け付けます。



まずは、南部町地域包括支援センター
(福祉保健課内 64-4836)
にご相談ください。

- ② **家庭訪問** 島根在宅医療支援センターと南部町地域包括支援センターの2名以上のチーム員で伺います。

- ③ **チーム員会議** 医師を含む多職種のチーム員でどのような支援が必要か話し合います。

- ④ **初期集中支援の実施(最長6ヶ月)** サポート医の支援・助言を受けながら受診、サービス利用の支援、助言、家族支援などを行います。

- ⑤ **引き継ぎ** 安定した支援につなげます。

南部町選挙管理委員会からのお知らせ

◇第48回衆議院議員総選挙について

第48回衆議院議員総選挙が、平成29年10月22日(日)投開票となりました。



10月10日(火)に公示され、翌日11日(水)から21日(土)までの11日間が期日前投票の期間となります。

期日前投票所 活性化センター：午前8時30分から午後8時
分 庁 舎：午前8時30分から午後8時

投票日は10月22日(日)午前7時～午後8時(一部の投票所で閉鎖時間の繰り上げがあります。)

投票の種類：小選挙区選挙・比例代表選挙・最高裁判所裁判官国民審査の3つです。
棄権することなく必ず投票しましょう。

今回から、国民審査の期日前投票が投票日の11日前から可能になりました。

◇投票できる方

- ・日本国民であること（日本国籍を有する方）
- ・平成11年10月23日以前に生まれた方（満18歳以上の方）
- ・平成29年7月9日までに南部町の住民基本台帳に登録されており、
南部町に引き続き居住されている方（3ヶ月以上居住の方）

◇転出した方

平成29年6月10日までに町外へ転出された方は、南部町では投票できません。

転出先の市区町村にお問い合わせください。

◇選挙権年齢が「満18歳以上」に 引き下げられました。

平成27年6月の公職選挙法の改正により、
選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に
引き下げられました。

この改正により、年齢満18歳、19歳の人たちも、
「有権者」として投票できることになりました。



若い新有権者のみなさん、政治や選挙に関心を持ち、選挙では大切な一票を投じましょう。